

コンテンツ (No.22)

今回は、製品品質法改正のニュースを中心にドメインネーム、インターネット関係の記事もお届けいたします。

1. 製品品質法の改正
2. 外資企業のドメインネーム訴訟、初の判決
3. インターネット上の著作権法制
4. 重点保護商標リストの改訂
5. 中国知識産権研究会商標分会及びセミナー開催
6. 人民日報のHP (日本語版) より

1. 「製品品質法」改正

全国人民代表大会常務委員会第16次会議は、7月8日「製品品質法(修正案)」を採択し、修正された「製品品質法」は9月1日より施行されることとなりました。

改正後の「製品品質法」は条文数が52条から74条に増加し、25の条文が追加され、2つの条文が削除され、20の条文が修正されました。結果的に3分の2程度の条文が改正されました。

今回の改正の骨子は、各級政府の監督責任強化、品質維持のためのメカニズムの構築、行政の査察権限強化、違反行為に対する罰則強化、監督機関の汚職防止策強化、製品品質制度に対する公衆監督メカニズムの導入にあるといえます。主な改正事項を簡単に紹介すると以下の通りですが、文中に記載している条文内容は、条文の正確な翻訳でなく、概要をお伝えするための簡訳となっておりますのでご注意ください。

1. 各級政府の監督責任強化を図るため、第7条、第9条、第11条が新規に追加されました。
  - 1) 第七条 製品品質の向上が国民経済と社会発展に資するよう、製品品質についての企画と指導を強化する。関係各部門は法律に則り、「製品品質法」に違反する生産販売行為をやめさせなければならない。
  - 2) 第九条 各級政府公務員は、権力の濫用をしてはならず、地元や当該政府部門において本法に反する行為をごまかしたり、違反行為に対する検査や処罰に干渉してはならない。
  - 3) 第十一条 何人も地元又はその系列の企業以外が生産した製品を排除してはならない。
2. 品質維持のメカニズムを構築するため、以下の条文が新規に追加されました。

- 1) 第三条 生産者及び販売者は内部の製品品質管理制度を健全にし、それぞれの職務において品質責任及び相応の審査弁法を厳格に実施しなければならない。
  - 2) 第十六条 生産者及び販売者は製品監督部門の検査を拒否してはならない。
  - 3) 第十七条 製品品質監督における抜き取り検査で発見された品質に関する問題について、監督機関が生産者や販売者に対して期間を定めて是正を命じたにもかかわらず是正されない場合は省級以上の人民政府の監督機関がこれを公告する。公告された後の再検査に合格しない場合は営業中止とし、期間を定めて整備を命じる。整備期限終了後の再検査に合格しない者に対しては営業免許証を取り消す。
  - 4) 第二十一条 製品品質認証機関は国家规定どおりに、客観的かつ公正に検査結果及び認証証明を作成する。認証標示を使用できる製品に対し、検査を実施し、認証基準に合格しない場合は是正を命じる。情状が重大な場合は認証標示の使用資格を取消す。
  - 5) 第二十四条 国務院、省、自治区及び直轄市人民政府の製品品質監督部門は定期的に監督抜き取り検査の状況を公告しなければならない。
3. 行政による法律執行手段を強化するため、以下の条文を新規に追加しています。
- 第十八条 県級以上の製品品質監督部門は、提出された証拠や告発に基づき、以下の職権を行使できる。
- 1) 違反容疑ある生産販売現場の査察
  - 2) 違反容疑のある法人代表者や責任者、関係職員の取り調べ
  - 3) 契約、領収書、帳簿等の取り調べや複写
  - 4) 健康、人身及び財産の安全に関する国家基準及び労働基準に合致しない製品、または、品質に問題のある製品及び直接に生産販売に用いる原料、及び包装品、生産道具の押収。
4. 違反行為に対する罰則強化を図るため、以下の旧条文（「1993年製品品質法」）の一部を次のように改正しました。今回の改正では、旧法で罰金額の積算根拠を「違法所得の1～5倍」としていたものを、改正後は「製品販売価格の一倍以上、三倍以下」としています。これまでは、「侵害者の違法所得」の立証が困難でしたが、今回、比較的立証の容易な「販売価格」が罰金額算出の基礎となったため、上記の新18条3項と相まって、罰金額の算出が権利者側に有利になると考えられます。
- 1) 第四十九条（旧37条）健康、人身及び財産の安全についての国家基準及び労働基準を満たさない製品に対し生産・販売停止を命じ、違法に生産・販売した製品を没収し、また違法に生産・販売した製品の販売価格の一倍以上、三倍以下の罰金を課す。違法所得がある場合はそれを没

収する。情状が重大な場合は営業免許を取消す。犯罪を構成する場合は刑事責任を追究する。

- 2) 第五十二条(旧40条)効力を喪失し、変質した製品を販売した場合は販売停止を命じ、違法販売製品を没収し、且つ違法製品販売価格の二倍以下の罰金を課する。違反所得がある場合はそれを没収する。情状が重大な場合は経営免許を取り消す。
- 3) 第五十五条(新規追加)本法第四十九条から第五十三条までに規定された販売禁止製品を販売した場合において、当該製品が販売禁止の製品であることを知らずに行ったことを十分証明できるときは、処罰を軽減することができる。
- 4) 第五十六条(新規追加)法に従って行われた検査を拒否する者に対しは、警告を与え、是正を命じる。情状が極めて重大な場合は営業免許を取り消す。
- 5) 第六十条(新規増加)生産者からは、本法第四十九条、第五十一条に規定されている二セモノを製造するための原材料、包装物、生産道具を没収する。
- 6) 第六十一条(新規増加)本法の規定に定める生産・販売が禁止されている製品であることを知ってまたは知り得たにもかかわらず、運送保管や貯蔵の便宜を提供した者又は二セモノの製造技術を提供した者に対しては、違法所得を没収し、違法所得の五十パーセント以上三倍以下の罰金を課する。犯罪を構成する場合は刑事責任を追究する。
- 7) 第二条第二項(新規追加)建設工事には本法の規定は適用しないが、建築材料、部品、設備が前項の製品に属する場合には、本法を適用する。
- 8) 第六十二条(新規追加)サービス業の経営者が、本法第四十九条から第五十二条に規定された販売製品を、営業上のサービスに供する場合はそのような行為の中止を命ずる。サービスに供した製品が本法が規定する販売禁止製品であることを知ってまたは知り得た場合は違法使用製品(既使用のものと未使用のものを共に含む)の価格及び本法の規定により罰を課す。
- 9) 第六十三条(新規追加)製品品質監督部門或いは工商行政管理部門による押収を避けるために、物品を隠匿、移転、転売、廃棄処分した者に対しは、これらの物品の代金に相当する金額の一倍以上三倍以下の罰金を課す。違法所得がある場合はそれを没収する。
- 10) 第七十条(新規追加)本法で規定された営業免許取消の行政処罰は工商行政部門によって決定される。第四十九条から第五十七条まで及び第六十条から第六十三条までに規定された行政処罰は、国务院の職権範囲の規定に従い、製品品質監督部門又は工商行政管理部門によって決定される。
- 11) 第七十一条(新規追加)本法の規定に基づいて没収された製品は、国

家の関連規定に従って廃棄又は他の方式で処分する。

- 1 2 ) 第七十二条（新規追加）本法第四十九条、第六十二条、第六十三条に規定された製品の価格は違法に生産・販売した製品の価格に従い、計算される。基準となる価格がない場合、同類製品の市場価格に基づいて計算する。

5 . 製品品質監督部門及び品質検査機関、認証機関等の汚職防止策強化のために以下のような規定が追加されました。

- 1 ) 第十五条（新規追加）国家は製品品質問題に対しては、抜き取り検査方式を主たる監督制度として採用し、健康、人身及び財産の安全に関わる製品、重要工業製品及び消費者品質検査の部門や機関から品質問題があると指摘された製品に対しては抜き取り検査を行う。サンプルは市場又は企業の貯蔵倉庫の製品から抽出する。県級以上の地方製品品質監督部門は当該行政区域で監督検査を行うことができる。

国家の監督検査の合格製品は改めて地方の監督検査を受けなくともよい。高い級の機関による検査の合格製品は低い級の機関による検査を受けなくともよい。

検査サンプルの数量は合理的に必要な数を超えてはならず、被検査人から検査費用を徴収してはならない。

生産者、販売者は検査結果が発表されてから十五日以内に検査を実施した製品品質監督部門または上級の機関に再検査を申請できる。

- 2 ) 第二十五条（新規追加）製品品質監督部門又はその他の国家機関と製品品質検査機構は、社会に対して生産者の製品を推薦してはならない。製品監督等の活動により製品販売営業活動に参画してはならない。

- 3 ) 第五十七条（新規追加）製品品質検査機関、認証機関（以下、「検査・認証機関」という。）が検査結果を捏造し又は偽の証明書を発行するした場合は是正を命じ、当該機関に対して五万以上十万以下の罰金を課する。直接の管理責任者に対しては一万元以上五万以下の罰金を課する。違法収入があった場合はそれを没収する。情状が重大な場合は検査資格、認証資格を取り消す。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する。

検査・認証機関が偽の検査結果又は証明を発行して相手に損害をあたえた場合は損害賠償の責任を負う。重大な損害をもたらした場合は検査資格、認証資格を取り消す。

製品品質認証機関が本法第二十一条第二項の規定に違反して、認証基準に合格しない製品に認証標示を使用させ、法に従って是正や認証資格の取り消しを行わなかったことにより消費者に損害をもたらした場合は当該機関は製品の生産者・販売者と共に連帯責任を負う。情状が重大な場合は認証資格は取り消される。

- 4 ) 第六十六条、（新規追加）製品品質監督部門は、製品品質監督抜き取り検査において、規定の数量を超えるサンプルを要求した又は企業から検査

費用を徴収した場合は上級の製品品質監督部門が返済を命じる。情状が重大な場合は直接の管理責任者に行政処分を課す。

5) 第六十七条(新規追加) 製品品質監督部門又はその他の国家機関が本法第二十五条に違反し、社会に対して生産者の製品を推薦し、監督活動を通じて製品販売営業活動に参加した場合はその上級機関または監察機関がこの是正を命じる。違法所得がある場合はそれを没収する。情状が重大な場合は直接の管理責任者に行政処分を課す。

6、製品品質制度に対する公衆監督メカニズムの導入のため、以下の新規条文を追加されました。

1) 第十条(新規追加) 何人も本法に違反する行為に対し、製品品質部門或いはその他の関連部門に告発する権限を有する。製品品質部門は告発者のために秘密を守り、また、省、自治区、直轄市人民政府の規定に従い、これを奨励する。

2) 第二十二条(新規追加) 消費者は製品品質問題について製品の生産者、販売者に問い合わせ、製品品質監督部門や工商業行政管理部門及び他の関連部門に訴える権限を有し、訴えを受けた部門はそれを処理する責任を有する。

3) 第五十八条(新規追加) 社会団体、社会仲介機構が、製品品質に対して保証をあたえたにもかかわらず、当該製品がその保証品質を満たさず、消費者に損害をあたえた場合、これらの組織は、製品の生産者、販売者と共に連帯責任を有する。

4) 第五十九条(新規追加) 広告において、製品品質に対して虚偽の宣伝をなし、消費者を欺瞞する者に対しては「中華人民共和国広告法」に従って法律責任を追究する。

## 2. 外資企業のドメインネーム訴訟、初の判決

6月21日付けの「法制日報」によれば、北京市第二中级人民法院は、6月20日、スウェーデンの家具会社 IKEA 社が北京国網信息有限責任公司(CINET)を商標権侵害及び不正競争で訴えていた事件に対して判決を下し、被告の北京国網信息有限責任会社が登録したドメインネーム ikea.com.cn の登録無効と即時使用停止を命じた。

IKEA 社は世界90数カ国に商標登録を持ち、中国を含む29カ国で大型家具販売店を展開している著名企業であり、中国では1983年以来商標登録を有している。

一方、北京国網信息有限責任公司是、1997年11月19日、CINNIC(China Internet Network Information Center)に ikea.com.cn を登録していたが、ほかにも数千のドメインを取得しており、この中には、かなりの数の外国著名商標関係のをドメインネームが含まれている模様。

審理の最大の争点は、商標権の保護がドメインネームにまで及ぶか否かであ

ったが、裁判所はこの問題に対して「技術的にいえばドメインネームはインターネットの住所にあたるものであるが、インターネット上における商業行為が活発になるにしたがい、ドメインネームと商業用の標識との関係は密接なものとなっている。一方、被告は原告「IKEA」の著名商標をドメインとして利用し、客観的に見てこの商標の goodwill を利用している。そして、ドメインネームの唯一性により、著名商標の権利者はインターネットにおいて商標権を実施することが妨害された。このため、被告の行為は商標権者の権利を侵害している」と認定した。

なお、被告は法廷で IKEA の他にも数千個のドメインを登録していることをほのめかした。この点について 6 月 22 日付の「South China Morning Post」は、被告が登録している著名商標関係のドメインには Du Pont, Cartier, Dunhill, Carlsberg, Rorex 等が含まれており、Du Pont は既に IKEA と同様の訴訟を進めている模様。

このようなドメインの先取りについて、裁判所は、値上がりを待ってこれらのドメインを高値で売りさばこうとする被告の行為が善意によるものでないことは明らかであり、このような行為は公平競争、信義誠実の基本原則に違反した不正競争行為であるとしている。

なお、これとは別事件であるが、P&G は自社の石鹼のブランド”Safe gurd”を別の中国企業にドメイン登録され、上海の中級人民法院に訴訟を起こしている。このケースでは、被告の中国企業側は「自分たちは実際に家庭用の安全で堅固な金庫を製造しており、登録は悪意ではなく偶然によるものである」と抗弁している。また、訴訟提起前に P&G が被告にドメインの変更、取消を申し出たところ、被告は 8 万元（約 100 万円）を要求したため、P&G は出訴したといわれている。

中国のインターネットは爆発的にその規模を拡張しており、1993 年に 2 万人弱であったインターネットの加入者が年々倍増して、99 年末には 890 万人となり、ウェブサイトの数も約 15000 に達している。2000 年末には加入者が 2000 万人以上と予想されることから、中国のインターネットはこれまでの一部の利用者による初期発展の段階から、一般人の生活に浸透しつつあるといえ、ネット上での知的財産の保護の問題が今後注目を集めることになりそうである。

### 3. インターネット上の著作権法制

6 月 20 日付の「China Daily」によれば、中国政府はインターネット上の著作権に係る特別な条例を起草中とのこと。

[http://www.peopledaily.com.cn/english/200006/20/eng20000620\\_43431.html](http://www.peopledaily.com.cn/english/200006/20/eng20000620_43431.html)

記事によれば、国家版權局版權管理処の Wang Haopeng 処長の談話として、版權局は、インターネット上の著作権紛争を解決するための新たな条例を、なるべく早い時期に施行するよう準備を進めているとのこと。

現在の中国著作権法はインターネットの問題について言及していないため、法律的には空白の状況であり、多くの紛争が発生している。しかし、著作権法

を改正するには時間がかかり、また、基本的法制を確立するためには、まだ裁判例も少ないことから、当面は時限的な条例を制定してその反応を見ていく模様。

#### 4．重点保護商標リストの改訂

7月26日付の中国工商報・商標世界によれば、国家工商行政管理局は6月に重点保護商標リストの見直しを行い、新しい重点保護商標リストを発表した。重点保護商標の指定を受けたのは前回と同じ280の商標であるが、今回の見直しでは約70の商標が入れ替わった。

日本の企業関係では5つの商標が入れ替わり、Sifone（花王）、VHS（ビクター）、Hitachi（日立）、Yamaha（ヤマハ楽器）、Sharp（シャープ）がリストから外れ、新たにNGK（日本特殊陶業）、佳能CANON（キャノン）、牧田MAKITA（マキタ）、東陶TOTO（日本東陶機器）、S&B（日本S&B）の商標が新たに重点保護商標に指定された。

#### 5．中国知識産権研究会商標分会及びセミナー開催

中国知識産権研究会及びCCPITは9月上旬、雲南省において、年次総会及びこれに付随して知的財産権セミナーを開催します。会合の概要、連絡先等は以下の通りです。

日 時：2000年9月2日～9月8日

会 場：雲南省昆明市翠湖賓館（昆明市華山西路 tel.+86-871-5158888）

参加費：4500 人民元

内 容： WTO 加盟後中国企業の対策（講師：国家对外経済貿易合作部条法司）、広州交易会における知的財産権侵害事件について（講師：国家对外経済貿易合作部貿管司）、知識経済時代の商標権保護の発展趨勢について（講師：国家工商行政管理局商標局案件指導処）、日本企業の知的財産権管理について（講師：本田技研工業株式会社）

事務局では日本からの参加もお待ちしておりますので、参加ご希望の方は、以下の連絡先までお申し出下さい。（申込み締切り：2000年8月25日）

連絡先：国際貿易促進委員会専利商標事務所 商標部 範立岩（日本語可。携帯 TEL.+86-139-0121-1767 / FAX.+86-10-68587610/14/15/16）

#### 6．人民日報のHP（日本語版）より

全人代常務委員長会議が開催（製品品質法、専利法等の審議）  
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/06/29/newfiles/a1060.html>

中米が偽物取締り対策で交流  
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/07/26/newfiles/a1340.html>

中欧による「知的財産権国際シンポジウム」、北京で開催  
<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/07/26/newfiles/a1050.html>

北京市政府、特許出願に 100 万元の補助金を提供  
<http://web4.peopledaily.com.cn/j/2000/08/01/newfiles/a1320.html>

中国、知的所有権の保護を強化  
<http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/08/05/newfiles/a1060.html>

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/8/9 号 (N0.22)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

[http://clickincome.net/mg\\_lt/mag/m00002317.html](http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html)

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 [seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅 [yanmei@cnip.org](mailto:yanmei@cnip.org) までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved

---

---